



許可番号第 06341001420 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 静岡県浜松市中央区米津町 2 2 6 6 番地の 1

名 称 山吉建設 株式会社

代表者の氏名 代表取締役 菅沼 孝之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

浜松市長 中野 祐介



許 可 の 年 月 日 令和 7 年 1 月 8 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 2 年 1 月 7 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分（移動式破碎）、埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

ア 移動式破碎

がれき類

以上 1 種類

イ 埋立処分

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

以上 2 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 移動式破碎施設

ア 設置場所

浜松市内

イ 設置年月日

平成 2 0 年 9 月 4 日

ウ 処理能力

がれき類 600t/日

エ 許可年月日

平成 2 0 年 6 月 1 6 日

オ 許可番号

第080408221号

(2) 埋立施設 (安定型)

ア 設置場所

浜松市中央区小沢渡町字浜芝地2739番1 外13筆

イ 設置年月日

平成20年 9月 4日

ウ 埋立地の面積

5,165.02㎡

エ 埋立容量

38,258.92㎡

オ 埋立処分する産業廃棄物

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)、
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)

カ 許可年月日

平成18年12月11日

キ 許可番号

第060314221号

3. 許可の条件

移動式の破碎施設について

- (1) 移動式破碎機の使用場所は、解体工事等の現場内に限る。
- (2) 移動式破碎機の移動に際しては、廃棄物の処分を完了していること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 昭和54年12月 4日 新規許可
- (2) 令和 7年 1月 8日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

教示

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として (訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日 (審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日) の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。